<table>
<tr><th colspan="3">地域<br>項目</th><th>和　歌　山　市　（開発行為と宅地造成に関する工事の申請の手引き）</th></tr>
<tr><td colspan="3">適用範囲</td><td>市街化区域で開発行為の規模が 1,000 ㎡以上（ただし、市街化調整区域は開発区域の面積による除外はない。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">宅地事業計画</td><td>1. 街区の大きさは建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定める。<br>2. 街区の長辺及び短辺は次のとおりとする。<table><tr><td>住宅地</td><td>80m～120m×20m～40m</td></tr><tr><td>商業地</td><td>80m～120m×20m×35m</td></tr><tr><td>工業地・未指定地</td><td>80m～120m×20m～40m</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3">協議・協定</td><td>法第 32 条第 2 項の規定により、公共施設を管理することとなる者（和歌山市）と協議し、協定を締結すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">公共･公益施設の負担</td><td>開発行為により新たに設置された公共施設は、公共施設を管理することとなる者（和歌山市）との協議によって締結した協定に基づいて市に帰属する。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">公共・公益施設</td><td colspan="2">道　路</td><td>道路の幅員は開発区域の規模に応じて基準に適合させること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公　園</td><td>1. 公園、緑地または広場の施設は開発区域面積の 3%以上。<br>2. 管理施設、遊戯施設、修景施設、休養施設等の平面配置計画は都市建設局都市計画部公園緑地課と協議すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上･下水道</td><td>宅地造成工事規制区域内において計画流出量を算出する数値は、和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則による。<br>計画汚水量は1人1日最大500ℓ。<br>上水道については、「給水協議要綱」に基づく、企業局との協議による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防施設</td><td>自己の居住の用に供するもの以外の開発行為にあっては、「開発行為に伴う消防水利施設に関する同意・協議等指導要綱」に基づく、消防局との協議による。</td></tr>
<tr><td>教育施設</td><td>小学校<br>中学校<br>幼稚園</td><td>大規模な開発の場合で教育委員会との協議による。（ただし、市街化調整区域は法34条に適合すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉施設<br>保育園</td><td>大規模な開発の場合で、福祉局等との協議による。（ただし、市街化調整区域は法34条に適合すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">し尿処理施設</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">公害対策</td><td>1. 開発区域周辺の排水に支障をきたし、または、がけくずれや出水等の被害を及ぼすことのないよう適切な措置を講じること。<br>2. 工事によって災害が発生したときは遅滞なく届け出ること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">文化財の保護</td><td>産業交流局文化スポーツ部文化振興課と協議すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">施行改正年月日</td><td>令和 6年 4月 1日改訂</td></tr>
</table>